
今月のテーマ 平成 29 年度配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

先月 22 日に平成 29 年度税制改正大綱が閣議決定されました。その中で注目すべき内容として、主にパートタイムで就労している配偶者控除と配偶者特別控除に関する改正をご紹介します。なお、今回はサラリーマンである給与所得者とその配偶者であるパートタイマーの所得税の控除額に的を絞って内容をご紹介します。また、国会審議前の法案であることから改正の内容に変更が生じる可能性があることを踏まえてお読みください。あわせて昨年 10 月から施行されているパートタイマーの社会保険加入についても簡単にご紹介いたします。

1. 配偶者控除の見直し

改正前の配偶者控除は、給与所得者本人と生計を一にする合計所得金額 38 万円以下(年収で 103 万円以下)の配偶者がいる場合に、給与所得者の所得金額から一律で 38 万円の控除をします。

今回の改正で、給与所得者の合計所得金額に応じて控除額が 13 万円、26 万円、38 万円の 3 つに区分されることとなり、給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円(年収で 1,220 万円)を超える場合に配偶者控除の適用が受けられなくなります。

2. 配偶者特別控除の見直し

改正前の配偶者特別控除は、給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円(年収で 1,220 万円)以下で、給与所得者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が 38 万円超 76 万円未満(年収で 103 万円以上 141 万円未満)の場合に、配偶者の合計所得金額に応じて、給与所得者の所得金額から 3~38 万円を控除します。

今回の改正では、配偶者控除に合わせて配偶者特別控除が変更となり、給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円(年収で 1,220 万円)以下で、配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下(年収で 103 万円超 201.4 万円以下)の場合に、配偶者の合計所得金額に応じて、給与所得者の所得金額から 1~38 万円を控除します。

3. 改正後の控除額

上記 1 と 2 の改正により、平成 30 年分の所得税の計算から配偶者控除額・配偶者特別控除額が下表(一部抜粋、年収ベース)のようになる予定です。なお、住民税についても控除額は異なりますが、平成 31 年より同様に変更されます。

給与所得者の年収	配偶者控除		配偶者特別控除			
	配偶者の年収		配偶者の年収			
	103万円未満	103万円超 150万円以下	150万円超 155万円以下	155万円超 160万円以下	~	197.2万円以上 201.4万円未満
1,120万円以下	38万円	38万円	36万円	31万円	~	3万円
1,120万円超 1,170万円以下	26万円	26万円	24万円	21万円	~	2万円
1,170万円超 1,220万円以下	13万円	13万円	12万円	11万円	~	1万円

※上記「給与所得者の年収」「配偶者の年収」はともに給与収入のみの年収となります。

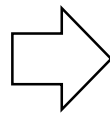
4. 社会保険への加入要件

平成 24 年に「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が定められ、平成 28 年 10 月から施行されております。これに伴い社会保険の加入対象条件が次のように変更されました。

平成28年9月以前

下記の条件の両方に該当するパート従業員が加入対象となります。

- 所定労働時間が週30時間以上
- パート就労者の年収が130万円超



平成28年10月以降

左記の条件とは別に、下記の①~⑤の全てに該当するパート従業員が加入対象となります。

- ① 所定労働時間が週20時間以上
- ② パート就労者の年収が106万円超
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれる
- ④ 正社員が501人以上の企業に勤務
- ⑤ 学生でないこと

改正後の条件のうち④については、現時点において定められている内容であり、将来的に小規模の事業所に勤務しているパート従業員にも対象が広がる可能性が考えられます。